

鳥取市補助金カルテ

NO.	118	担当課	幼児保育課	外線	0857-30-8236
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市産休等代替職員費補助金				
概要	児童福祉施設等が産休等代替職員を任用した経費を補助				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策1101）結婚・出産・子育て支援、鳥取県産休等代替職員費補助金交付要綱				
創設年度	H30	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	当該休暇を必要とする職員の負担軽減を図りつつ施設における児童等の適正な処遇を確保すること				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	児童福祉費	目	児童福祉総務費
歳出事業名	産休等代替職員費補助金				
R8予算	3,282千円				
R8予算 積算根拠	過去の実績から算出。 ※上限額 任用日数に応じて115千円～692千円 任用条件変更に伴う割増賃金57千円～346千円				
	過去実績	件数	決算額 (千円)		
	R7 (見込)	1	3,367		
	R6	2	3,014		
	R5	2	5,204		
	R4	2	2,594		
補助率・補助額	県が定める実勤務日数区分に対応する額				
上限額	設定なし				
特定財源	なし（一般財源のみ）				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	児童福祉施設等の運営者
交付要件	- 対象施設：保育所、認定こども園、地域型保育事業所、児童養護施設、障害児入所施設 - 対象者：各施設の設置基準で配置が必要な職種の出産者や負傷で31日以上療養者 - 資格要件：施設種別における対象職種の代替職員とし任用された職種ごとの有資格者 - 対象期間：出産予定日8週（多胎14週）前日～産後8週間、傷病療養休暇31～90日目
対象経費	人件費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の証明書類、賃金台帳等により確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4, 2-5, 2-6 保育負担軽減及び安全な保育環境確保のため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	119	担当課	幼児保育課	外線	0857-30-8238
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市低年齢児受入施設保育士等特別配置事業費補助金				
概要	保育士1人が担当する1歳児数が4.5人以下になるように配置している保育所等に対する補助				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等(H27内閣府告示第49号)				
創設年度	H14	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	1歳児の保育対策を円滑に実施するため全施設での実施				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	児童福祉費	目	保育所費	
歳出事業名	低年齢児受入保育所保育士特別配置事業費補助金					
R 8 予算	1,008千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	正規職員単価335,980円×3人役			R 7 (見込)	1	727
				R 6	1	3,100
				R 5	1	2,072
				R 4	1	2,064
補助率・補助額		10分の10		上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	指定管理事業者
交付要件	年齢別配置基準のうち、1歳児に係る保育士又は保育教諭の配置基準を1歳児4.5人につき1人により実施する市内に所在する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所を設置運営するもの。
対象経費	人件費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の収支決算書等により確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4, 2-5 県間接補助で県基準に基づくとともに1歳児保育環境確保のため必要
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	県間接補助のため現状維持、国の配置基準改正等の把握に努め県と調整を重ねる
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	120	担当課	幼児保育課	外線	0857-30-8238
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市低年齢児受入施設保育士等特別配置事業費補助金（私立分）				
概要	保育士1人が担当する1歳児数が4.5人以下になるように配置している保育所等に対する補助				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等(H27内閣府告示第49号)				
創設年度	H14	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	1歳児の保育対策を円滑に実施するため全施設での実施				
検証結果	－				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	児童福祉費	目	保育所費	
歳出事業名	低年齢児受入保育所保育士特別配置事業費補助金					
R 8 予算	50,032千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	・ 正規職員単価335,980円×140.9人役 ・ 非正規職員単価 201,000円×13.4人役			R 7 (見込)	41	41,613
				R 6	40	115,942
				R 5	40	116,376
				R 4	38	116,040
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所の運営者				
交付要件	年齢別配置基準のうち、1歳児に係る保育士又は保育教諭の配置基準を1歳児4.5人につき1人により実施する市内に所在する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所を設置運営するもの。				
対象経費	人件費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の収支決算書等により確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4, 2-5 県間接補助で県基準に基づくとともに1歳児保育環境確保のため必要
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	県間接補助のため現状維持、国の配置基準改正等の把握に努め県と調整を重ねる
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	121	担当課	幼児保育課	外線	0857-30-8236
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市保育所等整備補助金（鳥取あすなろ保育園改築事業費補助金）				
概要	保育所等の施設整備に対する補助				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	鳥取市こども計画				
創設年度	H18	終期	R8年度末で廃止		
効果目標	私立保育園の安定した運営				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	児童福祉費	目	保育所費	
歳出事業名	鳥取あすなろ保育園改築事業費補助金					
R 8 予算	4,092千円					
R 8 予算 積算根拠	・元金 2,010,693円×2行分 ・利息 47,640円+22,426円 ※元金補助上限：107,237,000円×3/4=80,427,750円(国庫補助額の3/4)					
		過去実績	件数	決算額 (千円)		
		R 7 (見込)	1	4,185		
		R 6	1	4,276		
		R 5	1	4,371		
		R 4	1	4,462		
補助率・補助額	4分の3				上限額	設定なし
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった法人
交付要件	国庫補助対象事業の承認を受けた児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設を設置し、運営する社会福祉法人若しくは学校法人又は法人格を有する者であること。
対象経費	国庫補助対象事業の承認を受けた施設整備事業に係る借入金に対する元利償還金
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	償還が確認できる書類（通帳等）の写しを確認

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-7 保育施設確保のため
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	122	担当課	幼児保育課	外線	0857-30-8236
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市保育所等整備補助金				
概要	保育所等の施設整備に対する補助				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	児童福祉法第35条第4項、第56条の8第3項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項第1号、第2項第2号、第4項第1号、第17条第1項、第34条第3項				
創設年度	H30	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	施設整備を促進し児童福祉の向上等を図る。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	児童福祉費	目	保育所費	
歳出事業名	保育所緊急整備事業費補助金					
R 8 予算	169,378千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	【鳥取みどり園(R8)】〔増築〕44,784千円×2×3/4〔大規模修繕〕47,824千円×2×3/4〔防犯対策〕2,028千円×2×3/4 【鳥取あすなろこども園(R8)】〔大規模修繕〕18,283千円×2×3/4 ※補助上限 各基準額または対象経費のいずれか低い額×3/4			R 7 (見込)	6	408,490
				R 6	3	458,444
				R 5	1	313
				R 4	5	116,102
				補助率・補助額	4分の3	
特定財源	国費, その他（地方債）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	国実施要綱または国・県交付要綱の要件に該当する施設の設置主体
交付要件	・就学前教育・保育施設整備交付金：保育所等の施設整備事業、防音対策事業、防犯対策 ・保育対策総合支援事業費補助金：保育所等の改修 ・次世代育成支援対策施設整備交付金：地域子育て支援拠点事業所の施設整備 ・鳥取県安心こども基金特別対策事業補助金：保育所等の施設整備事業
対象経費	対応する国・県補助金交付要綱に掲げる経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-6 国間接補助のため国要綱に基づく
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	123	担当課	幼児保育課	外線	0857-30-8457
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市病児・病後児保育普及促進事業費補助金				
概要	病児・病後児保育に係る施設の改修及びICTシステム等に対する補助				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策1101）結婚・出産・子育て支援				
創設年度	H27	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	12次総実施計画 病児・病後児保育の実施7施設				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	児童福祉費	目	保育所費	
歳出事業名	病児・病後児保育事業費					
R8予算	1,700千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	ICT利用に係る経費 4施設×300千円（補助率10/10） 病児保育室キッズルームこぐま 温水配管修繕 500,000円（補助率10/10）			R7 (見込)	3	1,200
				R6	3	1,549
				R5	3	1,180
				R4	3	42,591
補助率・補助額	2/3、9/10、10/10			上限額	6,000千円	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった事業者
交付要件	(1) 病児保育施設開設準備(改修費等4,000千円10/10、超過分6,000千円2/3) (2) 病児保育施設整備(国基準額9/10) (3) 病児保育ICT化システム導入・利用(導入1,000千円10/10、利用300千円10/10) (4) 病児保育施設環境整備(小規模修繕・設備整備)(500千円10/10)
対象経費	(1) 改修費・賃借料等(2) 本体工事費等(3) システム導入経費・システム利用料(4) 小規模修繕・設備整備等経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-5 国県間接補助のため、市負担は1/2を超えない。また、病児保育事業は収益を生じにくいが必要性は大きく安定継続及び利用者の利便性向上のため必要。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	124	担当課	幼児保育課	外線	0857-30-8236
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市森・里山等自然保育事業費補助金				
概要	とっとり森・里山等自然保育認証制度により認証された施設の運営費を補助				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策1101）結婚・出産・子育て支援、鳥取県森・里山等自然保育事業費補助金交付要綱				
創設年度	H27	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	豊かな自然を活かした子育て環境の充実を図る。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	児童福祉費	目	保育所費
歳出事業名	森・里山等自然保育事業費				
R8予算	1,959千円				
R8予算 積算根拠	A 38,890円×12月×1人×1/5=93,000 B 38,890円×12月×12人×1/3=1,866,000円 上限（1）事業費補助 月額単価×各月要件児童の月当初人数×補助率上限 （2）保育料軽減 保育料(独自軽減控除月額(上限あり))×補助率				
補助率・補助額	(1)市内3分の1・市内活動5分の1、(2)4分の1				
特定財源	なし（一般財源のみ）				
過去実績	件数	決算額 (千円)			
R7 (見込)	2	1,467			
R6	3	1,396			
R5	2	1,151			
R4	2	1,396			
上限額	設定なし				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった事業者
交付要件	とっとり森・里山等自然保育認証制度実施要綱（県事業）により認証された施設の事業者のうち、県補助金交付決定を受け要件に該当する事業者 ・ 市内で事業を実施する事業者 ・ 市内にフィールドを有する市外事業者で、市長が特に必要と認めた事業者
対象経費	(1)運営費補助:保護者が負担すべき経費以外(人件費、消耗品費、修繕費等) (2)保育料軽減補助:対象児童にかかる保育料
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に事業報告書、収支決算書を添付し、確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-4 県協調事業であり適切な保育環境を確保するため
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	125	担当課	幼児保育課	外線	0857-30-8236
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市保育体制強化事業費補助金				
概要	保育支援者及び園児の園外活動時の見守りを行う者の配置経費を補助				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策1101）結婚・出産・子育て支援				
創設年度	R5	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	保育士の負担軽減を図り、保育士の職場環境整備を行うとともに、児童の安全管理を図る。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	児童福祉費	目	保育所費	
歳出事業名	保育体制強化事業費					
R8予算	31,680千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	保育支援員補助100千円×12月=1,200千円×21施設、園外活動見守り補助45千円×12月=540千円×1施設、スポット支援員補助45千円×12月=540千円×11施設			R7 (見込)	25	31,428
				R6	22	26,208
				R5	0	0
				R4	0	0
補助率・補助額	10分の10			上限額	1,740千円	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	市内に所在する保育所等の運営事業者
交付要件	・事業：保育支援者の配置、児童の園外活動見守り等及びスポット支援員の配置（要件あり） ・施設：本市内に所在し、国地方公共団体以外が設置する保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業で市認可事業及び幼稚園型認定こども園、本市認定の地方裁量型認定こども園
対象経費	報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に配置人員、支払いが確認できる書類を添付し、確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-4, 2-5, 2-6 保育負担軽減及び安全な保育環境確保のため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-